

「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産「暫定一覧表」 追加記載に向けた「提案書」の提出について

1 目的

「四国八十八箇所霊場と遍路道」については、平成18年度に世界遺産登録を初提案し、その後、平成20年9月に文化庁から、候補資産としては最も高い評価を受ける一方で、「資産の保護措置」と「顕著な普遍的価値の証明」といった課題も示され、約10年に渡り四国4県の産学民官が一体となって、これらの課題解決に取り組んできた。

その結果、課題解消の見込みが立ったことから、これまでの取組の成果を「提案書」にまとめ、文化庁に提出することにより、世界遺産登録の第一歩となる「暫定一覧表」への追加記載を求めたもの。

2 提出日

平成28年8月8日(月)

3 提出場所

文化庁長官室

4 相手方

宮田 亮平 文化庁長官

5 主な出席者

4県知事(飯泉徳島県知事、浜田香川県知事、尾崎高知県知事、中村愛媛県知事)

「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会 千葉会長

「四国八十八ヶ所霊場会」 大林会長

四国選出国會議員

(本県関係:後藤田衆議院議員, 山口衆議院議員, 福山衆議院議員, 中西参議院議員)

6 「提案書」(別添)の主な内容について(文化庁から示された課題に対する対応状況)

＜顕著な普遍的価値の証明(提案のコンセプト)＞

四国遍路は、巡礼の形態が最も発展し庶民化した我が国の典型的巡礼であり、完成形。また、今なお、人々を救済し癒し続けている巡礼である。

＜資産の保護措置(構成資産の保護手法の方向性)＞

構成要素である「札所寺院」と「遍路道」について、文化財保護法により、史跡、名勝、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区の適用により保護し、適用できない部分は景観条例等により緩衝地帯として保全する。

世界遺産暫定一覧表記載資産候補提案書 <概要版>

四国八十八箇所霊場と遍路道

提案者

徳島県 徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 吉野川市 阿波市 三好市 勝浦町 神山町
牟岐町 美波町 海陽町 板野町 上板町
高知県 高知市 室戸市 安芸市 南国市 土佐市 須崎市 宿毛市 土佐清水市
四万十市 香南市 香美市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 芸西村
中土佐町 四万十町 大月町 三原村 黒潮町
愛媛県 松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 大洲市 四国中央市
西予市 久万高原町 砥部町 内子町 愛南町
香川県 高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三豊市
宇多津町 多度津町

以上、4県58市町村

I 提案のコンセプト

1 名称

四国八十八箇所霊場と遍路道

The Eighty-eight Temples and Pilgrimage Route of Shikoku

2 地域

日本国徳島県・高知県・愛媛県・香川県

3 資産概要

四国遍路は、徳島・高知・愛媛・香川の4県からなる四国一円に広がる弘法大師空海ゆかりの八十八ヶ所霊場を巡る全長1,400kmに及ぶ壮大な回遊型巡礼である。

四国遍路は、巡礼の形態が最も発展し庶民化した我が国の典型的巡礼であり、巡礼の完成形と位置付けられ、巡礼の中で唯一「遍路」と呼ばれ、「お四国」と尊称される。聖なる島、四国の自然が生み出した弘法大師信仰に基づく四国遍路は、多様な宗教・思想を受容し発展させる日本の文化を体現し、往古の修行や巡礼形態を今に伝え、人々を救済し癒し続けている巡礼であり、日本を代表する巡礼文化である。

II 資産の構成要素

1 札所霊場

札所寺院は、さまざまな宗教的伝統を有する霊場が、江戸時代までに弘法大師ゆかりの八十八ヶ所に固定されて成立したものである。

四国遍路は連続した円環の巡礼であり、各札所寺院は目的地や経由地の区別はなく等質の価値を有し、四国遍路全体が一つの実践行の場を構成している。

2 遍路道

札所霊場を巡る遍路道は、弘法大師空海の聖跡をたどる巡礼道として、今なお全国各地からの「歩き遍路」や地元住民による「お接待」などにより今日まで継承されてきた「信仰の道」で、四国島を一周する遍路道の総延長は、1,400kmの長大なものである。

遍路道はまさに遍路修行を体現すべく場であり、道そのものが遍路の本質的価値を有形・無形として遺す重要な構成要素である。

III 構成資産の保護手法の方向性

今後、四国4県と関係市町村は、以下に示す通り、それぞれの保護手法で、計画的かつできるだけ早期に、札所寺院と遍路道の保護措置を進めていくものである。

1 札所霊場の保護

①「史跡」としての保護

札所寺院として歴史的経緯を反映する諸堂や道標、石垣などの構造物や全体の景観を重要な構成要素とし、遍路文化のなかで価値付けを行い、史跡指定することで保全を図る。

②「名勝」としての保護

巡礼という行為と一体となった名勝地を、順次指定・登録し、段階的に保護を進めることにより、それらをひとつながりの一体的な風致景観として保護を図る。

③文化財保護法以外の手法による保護

緩衝地帯を想定した札所寺院を取り囲む山並み、田園風景、町並みなどの周辺を含む広い範囲を、景観法に基づく景観計画区域として保護を図る。

2 遍路道の保護

①「史跡」としての保護

遍路道とともに、現存する道標・丁石・庵・遍路宿やその痕跡を重要な構成要素とし、古道の景観が残る遍路道の歴史的価値付けを行い、史跡指定することで保全を図る。

②「名勝」としての保護

札所寺院の名勝指定と同様の考え方で、保護措置を図る。

③「重要文化的景観」としての保護

遍路が目にした数々の景観のうち、特に重要なものは重要文化的景観に選定し、その保存を図る。

④「重要伝統的建造物群保存地区」としての保護

歴史的な建造物群のみでなく、集落、町並みを面的な空間として、歴史的風致を損なわないよう地区全体の景観のなかで保護措置を図る。

⑤文化財保護法以外の手法による保護

緩衝地帯を想定した遍路道を取り囲む山並み、田園風景、町並みなどの周辺を含む広い範囲を、景観法に基づく景観計画区域として保護を図る。

IV 世界遺産の登録基準への該当性と顕著で普遍的価値の証明

1 該当する登録基準

登録基準(iii)
現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
登録基準(iii)への該当性
近世以降、一般庶民の長距離巡拝として継承され、巡礼の形態が最も発展し庶民化した我が国典型的巡礼であり、巡礼の完成形と位置付けられる。

登録基準(v)
あるひとつの文化（又は複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）
登録基準(v)への該当性
四国遍路は、山岳部や海岸部、平野部それぞれの自然環境や地形など、四国の変化に富んだ地形的特質を生かした巡礼の顕著な見本である。

登録基準(vi)
顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
登録基準(vi)への該当性
弘法大師信仰に基づく四国遍路は、近世日本の芸能を代表する浄瑠璃にも登場し、また全国に写し霊場を持つなど一般庶民の長距離巡拝として盛行し、現在も継承されている。

2 顕著で普遍的価値（OUV）の証明

(1) 真実性

【建造物や景観などが、それぞれの文化的背景の独自性や伝統を継承していること】

四国遍路は、八十八ヶ所の札所霊場とそれらをループ状に結ぶ全長約1,400kmの遍路道を巡る長距離巡拝で、地域住民らによる「お接待」などに支えられて数百年にわたり継承されてきた、生きた文化資産であり、機能・精神の観点からみた真実性は確実に維持されている。

(2) 完全性

【顕著な普遍的価値を表すのに必要な要素がすべて含まれ、資産の重要性を伝える諸要素・過程を完全に代表した適切な範囲が確保されていること】

遍路の拠り所であり、遍路文化全体の核となる八十八ヶ所の札所霊場は全て資産に含まれている。遍路道は、景観としての完全性を確保するため、沿道の道標・丁石・庵・遍路宿などやその痕跡といった諸要素も一体のものとして捉え、資産の範囲に加えている。

さらに、遍路道沿いには数多くの風光明媚な地点や絶景とも評された眺望点があり、それらは札所霊場周辺の景観と一体の名勝地であり、四国遍路の景観認識として定着しているものは「四国遍路の景勝地」として資産の範囲に含める予定である。

3 類似資産との比較

(1) 海外の類似資産との比較

- 巡礼と訳されるものの多くは、単一の聖地への「参詣」が大半であり、四国遍路に代表される定まった複数の聖地を順番に巡る定型化した巡礼は少ない。
- 資産は、教団が関与しないところで庶民信仰の場として維持されてきた点に特徴があり、四国という島をめぐるループ状の回遊型の形態をとることで最終目的地をもたず、庶民による多重巡拝を促進した。

(2) 日本国内の類似資産との比較

- 日本国内においても単一聖地型の巡礼（参詣）は数多く存在するが、四国遍路八十八箇所や西国三十三所観音巡礼は広域エリアに分散する複数の固定した札所と呼ばれる聖地（霊場）を核とする定型化した特徴的な巡礼である。
- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、庶民信仰の場として発展してきた本資産とは性格が異なる。
- 世界遺産「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」は、富士講信者と固定的・継続的關係をもつ御師の組織的な活動が顕著にみられ、本資産とは異なる発展をとげたといえる。

V 保存管理計画

四国遍路は、弘法大師信仰に基づき、必ずしも特定の宗派にとらわれず一般民衆が四国全体に展開する八十八ヶ所の札所寺院をループ状に巡拝する現在の遍路形態が、海岸・山岳部等の自然環境をもとに成立し、地域社会の支援を受け数百年にわたり継承されてきたことに特徴を持つ。そのためにそれぞれの特徴を活かした保存管理計画を策定し、適切な保存管理を行っていく。

VI 課題への対応状況

「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会内に、「受入態勢の整備」、「資産の保護措置」、「普遍的価値の証明」、「お接待文化の継承」（今後設置予定）、「普及啓発」の5つの部会を設置し、それぞれの役割に応じて、国から示された課題を解決するための取組みを開始し、本提案書において個別課題への報告を行っている。

VII 今後の取組み

四国4県と関係58市町村は、『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録推進協議会の構成員及び各札所寺院など関係者と緊密に連携しながら、次のとおり推進していく。

1 資産の保護措置の充実

第Ⅲ章「構成資産の保護手法の方向性」に従い、それぞれの保護手法で、計画的かつできるだけ早期に、札所寺院と遍路道の保護を進めていく。また、四国遍路全体の包括的な保存管理計画を策定するとともに、各構成資産の保存管理計画の策定を順次進めていく。

2 顕著な普遍的価値の証明

国内外の巡礼との比較研究を、大学等の研究者と共同で行うとともに、国際シンポジウムの開催などを通じて、専門家からも広く意見と助言を求め、普遍的価値の証明を進める。

3 機運醸成と情報発信

四国内での一層の機運醸成と四国の熱い思いを国内外の人々に伝えるため、様々な媒体を通じた国内外への情報発信や各種PRイベントの開催等に積極的に取り組む。